

添付法令資料 3 :

著作権で保護される書籍及び／又はその他の著作物の二次使用ライセンスに対する
ロイヤリティ管理に関する2024年6月12日付インドネシア共和国法務人権大臣規則
No. 15 (目次)
同月 19 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 5 条)
- 第 2 章 書籍及び／又はその他の著作物の分野における集合的な管理団体の運営
許可
 - 第 1 節 運営許可の申請要件 (第 6 条及び第 7 条)
 - 第 2 節 申請の審査
 - 第 1 款 通則 (第 8 条及び第 9 条)
 - 第 2 款 形式審査 (第 10 条及び第 11 条)
 - 第 3 款 実体審査 (第 12 条及び第 13 条)
 - 第 3 節 運営許可の延長 (第 14 条)
 - 第 4 節 運営許可の取消し (第 15 条及び第 16 条)
- 第 3 章 書籍及び／又はその他の著作物のライセンス (第 17 条及び第 18 条)
- 第 4 章 創作の使用の制限及び例外 (第 19 条)
- 第 5 章 ロイヤリティの徴収、集金及び分配
 - 第 1 款 徴収 (第 20 条及び第 21 条)
 - 第 2 款 集金 (第 22 条)
 - 第 3 款 分配 (第 23 条ないし第 28 条)
 - 第 4 款 運営資金 (第 29 条)
 - 第 5 款 予備費 (第 30 条及び第 31 条)
- 第 6 章 評価 (第 32 条)
- 第 7 章 金融監査 (第 33 条)
- 第 8 章 書籍及び／又はその他の著作物の分野における集合的な管理団体の実績
及び財務報告
 - 第 1 款 実績報告 (第 34 条及び第 35 条)
 - 第 2 款 財務報告 (第 36 条)
- 第 9 章 経過規定 (第 37 条)
- 第 10 章 終則 (第 38 条及び第 39 条)